

## 全日本合唱コンクール全国大会中学生部門・高等学校部門 参加規程

(出演資格)

第1条 出演の資格を有するのは、全日本合唱連盟に所属する各都道府県地区合唱連盟（以下、会員連盟という）のいずれかの部門に加盟し、次の要件を満たす合唱団とする。

(1) 支部大会で該部門の代表として支部長の推薦を受けた合唱団

(各部門の出演人数・出演合唱団資格)

第2条 開催規程第9条に規定する各部門及び編成区分の出演人数及び資格は次のとおりとする。出演人数とは、指揮者・伴奏者・独唱者を除く合唱メンバーの人数をいう。

(1) 中学生部門

- ①混声合唱の部、同声合唱の部ともに出演人数6名以上の合唱団
- ②同一の中学校の生徒で編成する合唱団、または第3条に定める合唱団
- ③団体名には学校名を含めなくても構わない。

(2) 高等学校部門

- ①Aグループは出演人数6名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団
- ②同一の高等学校の生徒で編成する合唱団、または第3条に定める合唱団
- ③団体名には学校名を含めなければならない。

2 出演人数は、前項の範囲内で、府県大会もしくは支部大会での最大申し込み人数の10%（端数は四捨五入）の増員まで認める。ただし、最大申し込み人数が40名未満の場合は4名の増員まで認める。

3 指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱パートを歌う場合は出演人数に含めるものとする。

なお、曲ごとに指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりと合唱メンバーが入れ替わる場合、同時に合唱パートを歌う人数は第1項の範囲内とする。

4 出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、大会の長が判断して審査の対象とすることができる。

(出演に係る条件及び特例)

第3条 出演に係る条件及び特例は次のとおりとする。

(1) 同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。

(2) 中高一貫校及び高等専門学校等は、中学生相当年次を中学生部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。

また、小中一貫校及び義務教育学校は、中学生相当年次を中学生部門、小学生相当年次を小学生部門として扱う。

(3) 中高一貫校は、高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した中学生相当年次の生徒は、当該年度に別の合唱団の合唱メンバーとして中学生部門に出演することはできない。

(4) 小中一貫校及び義務教育学校は、中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。

(5) 一般部門等に加盟する合唱団は、中学生相当年次、もしくは中学生相当年次に小学生相当年次を加えた編成で中学生部門に出演することができる。

(6) 高等学校部門においては、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。

2 合同合唱団は、合同合唱団として加盟、もしくは合同する全ての合唱団の加盟を条件とし、常時活動し、当該会員連盟の理事長及び支部長が認めたものとする。なお、異なった会員連盟に加盟している場合は、合同合唱団としての加盟を条件とする。

(1) 中学生部門

下記の編成に該当する合唱団で、合同する合唱団数及び1合唱団あたりの人数は制限しない。

- ①中学校の合唱団同士による合同合唱団
- ②中学校の合唱団と中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団による合同合唱団
- ③中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団同士による合同合唱団

(2) 高等学校部門

複数の高等学校の生徒で編成する合唱団で、合同する学校数は制限しない。

なお、1校は人数の上限を定めませんが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

3 加盟している会員連盟や部門を問わず、同一合唱団は当該年度に複数回出演することはできない。同一合唱団とは、構成員の大半が等しく、活動状況等も同じとみなせる合唱団をいう。

(指揮者・伴奏者・独唱者)

第4条 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱メンバーに入って歌う場合は第2条及び第3条の出演資格、条件を満たさなければならない。

(シード合唱団)

第5条 中学生部門・高等学校部門においてはシード合唱団を設定しない。

(演奏曲)

第6条 演奏曲は次のとおりとする。

- (1) 中学生部門は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 高等学校部門は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は課題曲・自由曲の順とする。
- (3) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズを購入し、その中から1曲を選択して演奏しなければならない。
- (4) 自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。
- (5) 出演者全員により、課題曲及び自由曲全曲を同じ種別（混声・男声・女声）で演奏するものとする。

(演奏時間)

第7条 演奏時間は次のとおりとする。

- (1) 中学生部門  
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
  - (2) 高等学校部門  
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- 2 演奏時間を超過した場合は審査の対象としない。

(伴奏楽器)

第8条 伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

(演奏曲・曲順・伴奏楽器の変更禁止)

第9条 府県大会・支部大会・全国大会を通じて演奏曲・曲順・伴奏楽器を変更することはできない。

(編成区分・種別の変更禁止)

第10条 府県大会・支部大会・全国大会を通じて編成区分・種別を変更することはできない。

(出演順序)

第11条 全国大会の出演順序は、開催年度の全日本合唱連盟春季理事会において、支部長が抽選し決定する。

(参加料・出演経費)

第12条 参加料は次のとおりとする。

- (1) 参加料は有料とし、その金額は全日本合唱連盟理事会において決定する。
  - (2) 参加料は申し込みと同時に納入するものとし、一旦納入した場合は原則として払い戻さない。
  - (3) やむを得ない事情で全国大会が開催できなくなった場合、それまでに発生した費用を差し引いた金額を返金する。
- 2 その他出演に要する費用は、出演団体の負担とする。

(表彰)

第13条 出演した全合唱団を各部門、編成区分ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅いずれかの賞を贈る。

- 2 この他に特別賞を贈ることがある。

(規程違反の扱い)

第14条 出演資格等本規程に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞を取り消すことができる。

- 2 出演資格等に疑義が生じた場合は、合唱団が証拠を示さなければならない。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、全日本合唱連盟理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

附則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2020年11月23日改定 2021年度から実施（同一校からの複数合唱団参加に関する改定）

2021年 2月21日改定 2021年度から実施（条文内の号番号の修正）

2022年 5月21日改定 2022年度から実施（中学校部門・高等学校部門・大学ユースの部の参加人数下限の変更）

2024年 2月18日改定 2024年度から実施（高専・小中一貫校の出演条件追加、中学校・高校部門での合同学校数の撤廃、文言整理）

2024年 5月18日改定 2024年度から実施（文言整理）

2024年 8月23日改定 2025年度から実施（大学職場一般部門参加規程との分離、中学生部門への変更、加盟要件の明確化、同一合唱団の参加制限、合唱メンバー入れ替えの明確化など）